

中華人民共和國

企業名稱登記管理實施辦法

中華人民共和國 國家工商行政管理總局令 2004 年第 10 号、「企業名稱登記管理實施辦法」は中華人民共和國國家工商行政管理總局局務會議で変更を決定したので、ここに公布し、2004 年 7 月 1 日から施行する。

局長 王 衆孚

2004 年 6 月 14 日

(1999 年 12 月 8 日付け國家工商行政管理局令第 93 号により公布、2004 年 6 月 14 日付け國家工商行政管理局令第 10 号により改正)

第 1 章 總則

第 1 条 企業名稱の登記管理を強化、整備し、企業名稱所有者の適法な權益を保護し、公平な競争秩序を擁護するため、「企業名稱登記管理規定」及び關係法律、行政法規に基づき、本辦法を制定する。

第 2 条 本辦法は、工商行政管理機關が登記登録する企業法人及び法人格を有しない企業の名稱に適用する。

第 3 条 企業は、法により自己の名稱を選択し、登記登録を申請しなければならない。企業はその成立の日から名稱權を有する。

第 4 条 各級工商行政管理機關は、法により企業名稱の登記を許可しなければならない。權限を逸脱して許可した企業名稱は、是正しなければならない。

第 5 条 工商行政管理機關は、企業名稱について分級登記管理を実施する。國家工商行政管理總局は、全國の企業名稱登記管理業務を主管するとともに、次に掲げる企業名稱の許可を担当する。

- (1) 「中国」、「中華」、「全國」、「國家」、「國際」等の字句で始まるもの。
- (2) 名稱の中間に「中国」、「中華」、「全國」、「國家」等の字句を使用するもの。
- (3) 行政區画を含まないもの。

地方工商行政管理局は、前項で定めるもの以外の次に掲げる企業名稱の許可を担当する。

- (1) 同級行政區画名で始まるもの。
- (2) 本辦法第 12 条に適合する、同級行政區画名を含むもの。

國家工商行政管理總局が外商投資企業の登記許可權を付与した工商行政管理局は、本辦法により外商投資企業の名稱を許可する。

第2章 企業名称

第6条 企業法人名称には、他の法人の名称を含んでいてはならない。但し、国家工商行政管理総局が別途定める場合はこの限りではない。

第7条 企業名称には、他の企業の名称を含んでいてはならない。企業の分支機構の名称は、その所属する企業の名称で始まるものでなければならない。

第8条 企業名称は、国家規範に適合する漢字を使用しなければならず、中国語の表音式ローマ字、アラビア数字を使用してはならない。企業名称を外国語に訳して使用する必要があるときは、企業が言語翻訳の原則にしたがい自ら翻訳して使用し、工商行政管理機関の登記許可を求める必要はない。

第9条 企業名称は、行政区画・屋号・業種・組織形態の順に構成しなければならない。法律、行政法規及び本弁法で別途定めのある場合はこの限りではない。

第10条 国務院が設立を決定する企業以外は、その企業名称は「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」等の字句で始まってはならない。企業名称の中で「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」等の字句を使用するときは、当該字句は業界を限定する語でなければならない。外国（地域）出資企業の屋号を使用する外商独資企業、外国側がマジョリティをとる外商投資企業は、名称の中で「（中国）」の字句を使用することができる。

第11条 企業名称中の行政区画は、当該企業所在地の県級以上行政区画の名称または地名とする。市轄区の名称は、企業名称中の行政区画として単独で使用できない。市轄区の名称を市行政区画と続けて使う企業名称は、市工商行政管理局が許可する。

省・市・県行政区画を続けて使った企業名称は、最も上級の行政区の工商行政管理局が許可する。

第12条 次の条件を備えた企業法人は、名称中の行政区画を屋号の後ろ、組織形態の前に置くことができる。

- (1) マジョリティ企業の名称中の屋号を使用する。
- (2) 当該マジョリティ企業の名称に行政区画が含まれない。

第13条 国家工商行政管理総局の許可を受けて、次の条件の一に該当する企業法人は、行政区画を含まない企業名称を使用することができる。

- (1) 国務院が許可するもの。
- (2) 国家工商行政管理総局が登記登録するもの。
- (3) 登録資本（または登録資金）が人民幣 5000 万元以上のもの。
- (4) 国家工商行政管理総局が別途定めるもの。

第 14 条 企業名称中の屋号は、2 文字以上で構成されなければならない。行政区画は屋号として使用してはならないが、但し県級以上の行政区画の地名が他の意味を持つ場合はこの限りではない。

第 15 条 企業名称は自然人である投資者の氏名を屋号として使用することができる。

第 16 条 企業名称中の業種の記述は、企業の経済活動性質が属する国民経済業種分類または企業の経営特徴を反映した用語でなければならない。企業名称中の業種用語が表す内容は、企業の経営範囲と一致していなければならない。

第 17 条 企業の経済活動性質が国民経済業種分類の異なる大分類に分かれているときは、主要な経済活動性質の属する国民経済業種分類用語を、企業名称中の業種を表す用語として選択しなければならない。

第 18 条 企業名称に企業が従事する業種を表す国民経済業種分類用語を使用しない場合は、次の条件に適合していなければならない。

- (1) 企業の経営活動性質が国民経済業種分類の 5 つ以上の大分類に分かれている。
- (2) 企業の登録資本(または登録資金)が人民幣 1 億元以上であるまたは企業集団の親会社である。
- (3) 同一の工商行政管理機関が許可または登記登録した企業名称中の屋号と同じでない。

第 19 条 企業はその経営の特徴を反映させるため、名称中の屋号の後ろに国(地域)名称または県級以上の行政区画の地名を使用することができる。上記の地名は、企業名称中の行政区画とはみなさない。

第 20 条 企業名称は、その経営範囲を逸脱した業務を明示または暗示してはならない。

第 3 章 企業名称の登記登録

第 21 条 企業の営業許可証に記載が認められるのは、1 つの企業名称だけである。

第 22 条 会社を設立するときは、名称事前許可を申請しなければならない。法律・行政法規において企業設立にあたり審査許可を経なければならないと定めている場合、または企業の経営範囲に法律・行政法規で審査許可を経なければならないと定めている項目がある場合は、審査許可を求める前に企業名称事前許可の手続をおこない、工商行政管理機関が許可した企業名称によって審査許可を求めなければならない。その他の企業を設立するときは、名称事前許可を申請することができる。

第 23 条 企業名称事前許可を申請するときは、全ての出資者、共同経営者、合作者(以下、投資者と総称する)が指定する代表または委託する代理人が、名称許可管轄権を有する工商行政管理機関に対して企業名称事前許可申請書を提出しなければならない。企業名称事前許可申請書には、

企業の名称（候補名称を記載することができる）、住所、登録資本、経営範囲、投資者の名称または氏名、投資額と投資比率、授權委託意見（指定した代表または委託した代理人の氏名、権限と期限）を記載し、全ての投資者が署名押印しなければならない。企業名称事前許可申請書には、指定した代表または委託した代理人の身分証明書のコピーを貼付しなければならない。

第 24 条 工商行政管理機関で直接に企業名称事前許可の手続をする場合は、工商行政管理機関はその場で事前許可を申請する企業名称について許可または却下の決定をしなければならない。許可する場合は「企業名称事前許可通知書」を発行する。却下する場合は「企業名称却下通知書」を発行する。郵送、ファクシミリ、電子データ交換等の方式により企業名称事前許可を申請する場合は、「企業登記手続規定」による。

第 25 条 企業設立登記を申請するときに、すでに企業名称事前許可の手続をしている場合は、「企業名称事前許可通知書」を提出しなければならない。設立する企業の名称が法律・行政法規で審査許可を経なければならない旨を定めているものであり、審査許可書類を提出することができない場合は、登記機関は事前許可された企業名称をもって登記登録してはならない。企業名称事前許可と企業登記登録を別々の工商行政管理機関でおこなうときは、登記機関は企業登記登録の日から 30 日以内に、関係する登記状況を企業名称を許可した工商行政管理機関に届け出なければならない。

第 26 条 企業名称を変更するときは、その登記機関に対して変更登記を申請しなければならない。企業が変更を申請する名称が登記機関の管轄に属する場合は、登記機関が直接に変更登記を処理する。企業が変更を申請する名称が登記機関の管轄に属さない場合は、本弁法第 27 条の定めにより処理する。企業名称変更登記許可の日から 30 日以内に、企業はその分支機構名称の変更登記を申請しなければならない。

第 27 条 企業名称変更登記を申請するとき、企業登記と企業名称許可をする工商行政機関が異なる場合は、企業登記機関は企業が変更しようとする名称について一次審査をおこない、名称管轄権を有する工商行政管理機関に企業名称変更許可意見書を送付しなければならない。企業名称変更許可意見書には、元の企業名称、変更しようとする企業名称（候補名称）、住所、登録資本、経営範囲、投資者の名称または氏名、企業登記機関の審査意見を記載し、公印を押印しなければならない。名称管轄権を有する工商行政管理機関は、企業名称変更許可意見書を受け取った後、5 日以内に許可または却下の決定をしなければならない。許可する場合は「企業名称変更許可通知書」を発行する。却下する場合は、「企業名称却下通知書」を発行する。登記機関は、企業名称変更登記許可の日から 30 日以内に、関係する登記状況を企業名称を許可した工商行政管理機関に届け出なければならない。

第 28 条 公司名称事前許可と公司名称変更許可の有効期間は 6 カ月とし、有効期間が満了すれば許可された名称は自動的に失効する。

第 29 条 企業が関係業務経営権を取消され、その名称が当該業務項目を表しているときは、企業は当該業務項目の経営権が取消された日から 1 カ月以内に、登記機関に対して企業名称等の登記事項の変更を申請しなければならない。

第 30 条 企業が抹消登記の手続をおこないまたは営業許可証を取消されたとき、その名称が他の工商行政管理機関の許可を受けたものである場合は、登記機関は抹消登記許可の状況または行政処罰決定書を、当該企業名称を許可した工商行政管理機関に届け出なければならない。

第 31 条 企業名称が次の一に該当するときは、許可しない。

(1) 同一の工商行政管理機関が許可または登記登録した同業種の企業名称の屋号と同じであるとき。資本関係がある場合はこの限りではない。

(2) 同一の工商行政管理機関が許可または登記登録した本弁法第 18 条に適合する企業名称の屋号と同じであるとき。資本関係がある場合はこの限りではない。

(3) 他企業の名称変更から 1 年を経過していない旧名称と同じであるとき。

(4) 抹消登記または営業許可証取消してから 3 年を経過していない企業名称と同じであるとき。

(5) 法律、行政法規に違反するその他の場合。

第 32 条 工商行政管理機関は、企業名称登記許可ファイルを作成しなければならない。

第 33 条 「企業名称事前許可通知書」、「企業名称変更許可通知書」、「企業名称却下通知書」及び企業名称登記許可の用紙の書式は、国家工商行政管理総局が統一して制定する。

第 34 条 外国(地域)企業の名称は、中国が加盟する国際条約、協定、条約等の関係規定により保護される。

第 4 章 企業名称の使用

第 35 条 事前許可された企業名称はその有効期間内に経営活動に使用してはならず、譲渡してはならない。企業が名称を変更するときは、その登記機関が変更登記を許可するまでは、「企業名称変更許可通知書」において変更を許可された企業名称を使用して経営活動に従事してはならず、また譲渡してはならない。

第 36 条 企業は、その住所地に企業名称を表示しなければならない。

第 37 条 企業の印鑑、銀行口座、便箋に使用する企業名称は、その営業許可証に書かれた企業名称と同じでなければならない。

第 38 条 法律文書に企業名称を使用するときは、当該企業の営業許可証に書かれた企業名称と同じでなければならない。

第 39 条 企業が名称を使用するときは、信義誠実の原則を遵守しなければならない。

第 5 章 監督管理と紛争の処理

第 40 条 各級工商行政管理機關は、当該機關の管轄地域内で活動に従事する企業の企業名称使用行為につき、法により監督管理をおこなう。

第 41 条 すでに登記登録した企業名称が、その使用の過程で公衆に欺瞞または誤解が生じたとき、または他人の適法な權益を侵害したときは、不適切な企業名称と認定して是正しなければならない。

第 42 条 企業は、名称に起因して他人と紛争が生じたときは、工商行政管理機關に処理を申請することができ、人民法院に訴訟を提起することもできる。

第 43 条 企業が工商行政管理機關に名称紛争の処理を請求する時は、他人の名称を許可した工商行政管理機關に対して次の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書。
- (2) 申請者の資格証明。
- (3) 立証資料。
- (4) その他の関係資料。

申請書には申請者が署名し、申請者と被申請者の状況、名称紛争の事実及び理由、請求事項等の内容を記載しなければならない。代理人に委託するときは、このほかに委託書と受託者の資格証明を提出しなければならない。

第 44 条 工商行政管理機關は企業名称紛争を受理した後、次の手続にしたがい 6 カ月以内に処理しなければならない。

- (1) 申請者と被申請者の企業名称登記登録の状況を調査する。
- (2) 申請者が提出した資料と紛争に関する状況を調査し事実確認する。
- (3) 名称紛争に関する状況を書面で被申請者に告知し、1 カ月以内に紛争問題について書面で意見を提出するよう被申請者に求める。
- (4) 工業所有権保護の原則と企業名称登記管理の関係規定にしたがい処理する。

第 6 章 付則

第 45 条 工商行政管理機關で登記手続をする必要のある次の名称は、「企業名称登記管理規定」及び本弁法を参照して処理する。

- (1) 企業集団の名称で、行政区画 + 屋号 + 業種 + 「集団」の字句で構成されるもの。
- (2) 規定により工商行政管理機關で登記手続する必要のあるその他の組織の名称。

第 46 条 企業名称事前許可申請書と企業名称変更許可意見書は、国家工商行政管理総局が標準定型書式を統一して制定配布し、各地の工商行政管理局は標準定型書式のとおりに印刷する。

第 47 条 本弁法は 2004 年 7 月 1 日から施行する。

国家工商行政管理总局の「<企業名称登記管理規定>徹底の関係問題についての通知」(工商企字[1991]第309号)、「<企業名称登記管理規定>執行の関係問題についての補充通知」(工商企字[1992]第283号)、「外商投資企業名称登記管理の関係問題についての通知」(工商企字[1993]第152号)は同時に廃止する。国家工商行政管理総局の他の文書中の企業名称に関する規定は、「企業名称登記管理規定」及び本弁法に抵触する場合は、同時に失効する。

注記:

中国内において本名称登記管理実施弁法の法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来るが、中国内において法的効力をもつ正式な文書ではありません。